

奈良県議会個人情報保護条例施行規程

(令和五年三月二十七日奈良県議会規程第一号)

奈良県議会個人情報保護条例施行規程をここに公布する。

奈良県議会個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第一条 この規程は、奈良県議会個人情報保護条例（令和五年三月条例第四十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第三条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に

規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

九 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

十 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）第一百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

十二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

十三 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号

十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号

十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第四条 条例第二条第三項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第

第六条 条例第十五条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第七条 条例第十六条第二項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第八条 議長は、個人情報ファイル（条例第十七条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第十七条第二項第七号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを議会事務局に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
 - 二 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルについて、第九項に規定する個

個人情報ファイルがあるときは、その旨

- 7 条例第十七条第二項第七号の議長が定める数は、千人とする。
- 8 条例第十七条第二項第八号の議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

- ア 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の三及び第百三十八条の四第一項に規定する執行機関の職員又は当該職員であった者

- イ 条例第十七条第二項第一号に規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

- 二 条例第十七条第二項第一号に規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

- 三 条例第二条第五項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十七条第一項の規定による公表に係る条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

（開示請求書）

第九条 条例第二十条第一項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第一号様式）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第十条 条例第二十条第二項、第三十三条第二項又は第四十条第二項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- 一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため、その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示す

ものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - 一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - 二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前三十日以内に作成されたもの
- 3 条例第十九条第二項、第三十二条第二項又は第三十九条第二項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状（第二号様式）、（第三号様式）、（第四号様式）その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第十一条 条例第二十五条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- 二 議会事務局における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに議会事務局における開示の実施を求める場合にあっては、条例第二十九条第三項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから議会事務局における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数、当該写しの作成及び送付に要する費用
- 四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

（開示決定通知書）

第十二条 条例第二十五条第一項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（第五号様式）とする。

- 2 条例第二十五条第二項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（第六号様式）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第十三条 条例第二十六条第二項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第七号様式）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第十四条 条例第二十七条第一項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第八号様式）とする。

（第三者意見照会書等）

第十五条 条例第二十八条第一項の規定による通知は、第三者意見照会書（第九号様式）により行うものとする。

2 条例第二十八条第二項の書面は、第三者意見照会書（第十号様式）とする。

3 条例第二十八条第一項又は第二項の意見書は、第三者開示決定等意見書（第十一号様式）とする。

4 議長は、条例第二十八条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第二十八条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第二十八条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 条例第二十八条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第二十八条第三項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（第十二号様式）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第十六条 条例第二十九条第一項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

一 録音テープ又は録音ディスクに記録されている個人情報 次に掲げる方法

ア 当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取

イ 当該個人情報に係る部分を録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の2の項において同じ。）に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている個人情報 次に掲げる方法

ア 当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴

イ 当該個人情報に係る部分をビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。別表の3の項に同じ。）に複写したものの交付

三 電磁的記録（前二号又は次号に該当するものを除く。）に記録されている個人情報 次に掲げる方法

ア 当該個人情報を用紙に出力したもの（議会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。次号及び次項に同じ。）により行うことができるものに限る。イにおいて同じ。）の閲覧

イ 当該個人情報を用紙に出力したものを複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付

四 電磁的記録（前号に掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）に記録されている個人情報 当該個人情報を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴。ただし、議会がその保有するプログラムにより行うことができるものに限る。

2 前項第三号又は同項第四号の規定にかかわらず、当該個人情報を議会がその保有するプログラムを用いて光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複写したものの交付が容易であるときは、当該複写したものの交付の方法により開示を行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第十七条 条例第二十九条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第十三号様式）により行わなければならない。

一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

三 議会事務局における開示の実施を求める場合にあつては、議会事務局における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第二十五条第一項の規定による通知があつた場合において、保有個人情報開示請求書に記載された開示の実施方法等を変更しないときは、条例第二十九条第三項の

規定による申出は、することを要しない。

(開示における本人確認手続等)

第十八条 条例第二十九条第五項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、第十条第一項各号に掲げる書類のうち、開示を受ける個人情報に係る開示請求の際に提示した書類と同一のものとする。

2 前条第一項第四号の規定により写しの送付を申出する開示を受ける者は、前項の書類を複写機により複写したものを議長に提出しなければならない。

(費用負担の額)

第十九条 条例第三十一条の議長が定める額は、当該写しの作成に要する費用として、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示をうける場合にあっては、その合算額)及び当該写しの送付(本人限定受取郵便又は書留郵便)に要する郵送料とする。ただし、当該写しを委託により作成したときの写しの作成に要する費用は、当該委託に要した額とする。

2 前項の費用は、前納とする。

(訂正請求書)

第二十条 条例第三十三条第一項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第十四号様式)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第二十一条 条例第三十五条第一項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(第十五号様式)とする。

2 条例第三十五条第二項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(第十六号様式)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第二十二条 条例第三十六条第二項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(第十七号様式)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第二十三条 条例第三十七条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(第十八号様式)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第二十四条 条例第三十八条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(第十九号様式)とする。

(利用停止請求書)

第二十五条 条例第四十条第一項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第二十号様式)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第二十六条 条例第四十二条第一項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（第二十一号様式）とする。

2 条例第四十二条第二項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（第二十二号様式）とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第二十七条 条例第四十三条第二項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第二十三号様式）とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第二十八条 条例第四十四条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第二十四号様式）とする。

(諮問をした旨の通知書)

第二十九条 条例第四十六条第二項の規定による通知は、奈良県個人情報保護審議会諮問通知書（第二十五号様式）により行うものとする。

(施行の状況の公表)

第三十条 条例第五十六条の規定による実施状況の公表は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第八条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「奈良県議会個人情報保護条例施行規程（令和五年三月奈良県議会規程第一号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（第十九条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用負担の額
1 文書または図書	ア 複写機により複写したもの （単色刷りで、A3版以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、10円
	イ 複写機により複写したもの （多色刷りで、A3版以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、50円
	ウ ア及びイに掲げる方法以外の方法により作成した写しの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額
2 録音テープ又は録音ディスク	議会事務局の専用機器により録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき、250円
3 ビデオテープ又はビデオディスク	議会事務局の専用機器によりビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの	1巻につき、300円

4 電磁的記録（2の項又は3の項に該当するものを除く。）	ア 用紙に出力したものを複写機により複写したもの（単色刷りで、A3版以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、10円
	イ 用紙に出力したものを複写機により複写したもの（多色刷りで、A3版以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、50円
	ウ 議会事務局の専用機器により光ディスク（CD-R）（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生可能なものに限る。）を用いて複写したものの交付	1枚につき、90円
	エ 議会事務局の専用機器により光ディスク（DVD-R）（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）を用いて複写したものの交付	1枚につき、110円
	オ アからエまでに掲げるもの以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額